

上河原崎・中西地区

まちづくりニュース



点灯式典の際の島名杉の子保育園の様子



ランタンアートの様子



TX万博記念公園駅前の様子



ハロウィン2019の様子



- P.1 審議会・協議会を開催しました
使用収益開始についてお知らせします
- P.2-3 地区の様子を紹介します
- P.4 地域防災について



TX万博記念公園駅前のイルミネーションの様子

上河原崎・中西地区の皆様には、日頃から土地区画整理事業に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本地区では、令和元年12月12日（木）に第41回審議会および第54回協議会を開催しました。また、主に地区北側A街区・C街区・D街区の使用収益を開始しました。

本号では、最新の地区の写真やデータを使用し、地区の事業進捗の様子や地区のイベントをご紹介します。

審議会・協議会を開催しました

第41回審議会

開催日: 令和元年12月12日(木)
場所: 茨城県土浦土木事務所つくば支所

- 1) 評価員の選任について（諮問）
- 2) 換地設計の一部変更について（諮問）
- 3) 所有者の同意により換地を定めない宅地について（諮問）
- 4) 保留地の一部決定について（諮問）
- 5) 仮換地指定について（諮問）
- 6) 換地を定めない宅地の使用収益停止について（諮問）
- 7) 仮換地の軽微な変更について（報告）



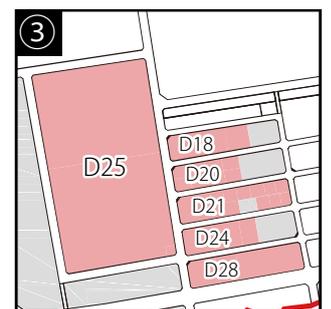
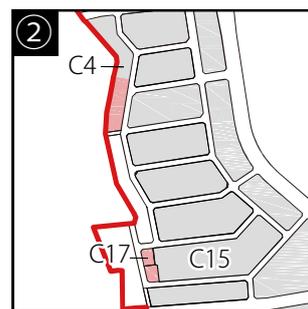
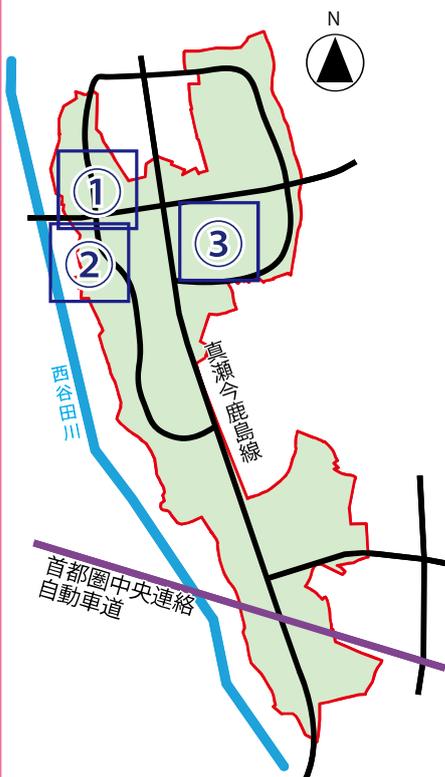
第54回協議会

開催日: 令和元年12月12日(木)
場所: 茨城県土浦土木事務所つくば支所

- 1) 第3次宅地分譲結果について
- 2) 事業計画（第5回）変更（案）について

使用収益開始についてお知らせします

今年度の後半は、主に地区北側A街区・C街区・D街区において、使用収益を開始いたしました。これにより、当地区の宅地全体約92haの内、約36ha(約39%)について、使用収益開始済となっております(令和2年3月1日時点まで)。



① 使用収益開始箇所
(令和元年9月1日～令和2年3月1日時点まで)

② 使用収益開始済箇所

※使用収益開始箇所及び開始済箇所は整備済保留地を含む

※使用収益開始とは

「宅地の造成」や隣接する「道路」及び「上・下水道、ガス等の供給処理施設」工事が完了し、換地先（仮換地）の土地が使えるようになることです。

※土地の区画形質の変更（造成等）や建物の新築等を行う場合には、土地区画整理法第76条の申請などが必要です。



地区の変化を見てみよう！

新しい元号である令和を迎え、今年は事業がスタートしてから19年目となります。田園都市島名(島名・福田坪地区および上河原崎・中西地区)の変化を見てみましょう！

地区内人口

(合計)

約**260人**

(事業当初 平成13年)

約**6900人**

(令和2年1月1日時点)

地区内世帯数

(合計)

約**80世帯**

(事業当初 平成13年)

約**3000世帯**

(令和2年1月1日時点)

土地区画整理法 第76条申請*の件数

(合計)

2件

(平成17年)

約**1500件**

(令和2年1月1日時点)

TX1日平均乗車人員数 (万博記念公園駅)

700人

(平成17年度)

約**3500人**

(令和元年11月)

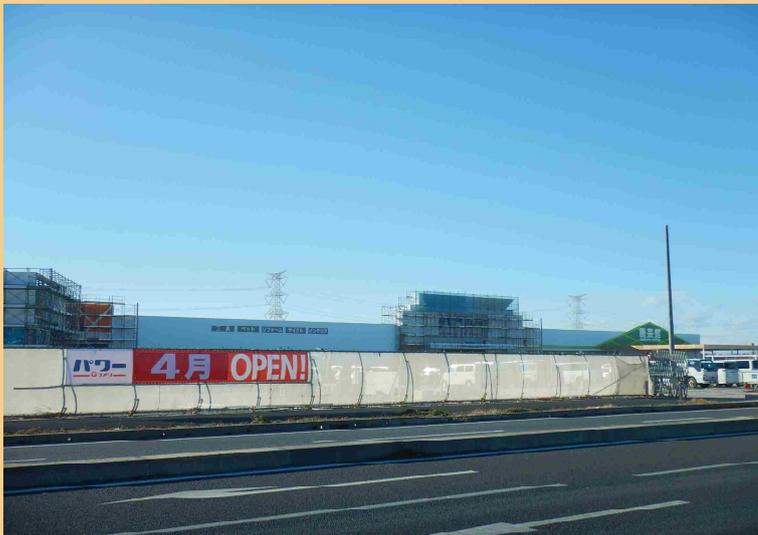
※土地区画整理法第76条申請とは、土地区画整理事業の施行地区内において、建築物及び工作物の新築や土地の形質の変更等を行う場合に必要の許可申請のことです。

※人口、世帯等の数値は、島名・福田坪地区と上河原崎・中西地区を合わせたものです。



(仮称) コメリパワーつくば西店 オープン予定！！

令和2年4月、(仮称) コメリパワーつくば西店がオープン予定です。茨城県内においては2店舗目となり、さらなる地域の発展につながることを期待されます。



まちのイベント記録



地域のイベントは、継続的に行われ地域の輪を広げる大切な存在となっています。その中で今回は、冬季に開催された3つのイベントをご紹介します。

ハロウィン

令和元年
10月30日

仮装した子供達がつくば情報ステーションに遊びにきてくれました。スピーチと一緒に楽しいひと時を過ごしました。



イルミネーション点灯式典

令和元年
11月30日

万博記念公園駅前にて「みんなのほっと! 駅前イルミネーション2019」の点灯式典が行われました。このイルミネーションは、駅前を明るく照らすことによる犯罪の防止と、近くにおすまいの方々の交流の場をつくることを目的として行っています。



会場では、子供たちの演奏など多彩なアトラクションが行われ、また無料で豚汁や唐揚げ等がふるまわれ、たくさんの来場者でにぎわいました。

点灯式では、来賓の方々や関係者が出席し、点灯のカウントダウンとともにスイッチを押すと、駅前がきれいに彩られるとともに大きな歓声が上がりました。

ランタンアート

令和元年
12月14、15日

TXつくば駅周辺にて「ランタンアート2019」が開催されました。地区内の小学校の作品も展示しており、多くの来場者でにぎわいました。



凡例





防災について知識を深めよう！

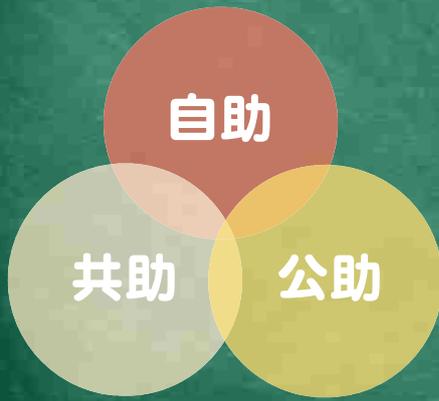


令和元年 10 月に発生した台風第 19 号は甚大な被害をもたらしました。このような自然災害が増加する今、「もしも」の時に備えて日ごろから防災に対する知識を身につけておく必要があります。緊急事態に適切な対応ができるよう、まずは知識を深めることから。今回はその一歩として、地域防災についてご紹介します。

地域防災とは？

地域防災とは、地域の災害特性に合わせた防災をすることです。地域によって発生する災害の種類も違えば、人口や年齢層、地形や地盤、建物も異なるため同じ災害が発生してもそれぞれ対応が異なります。このようにさまざまな場面に対し、地域防災の考え方が重要となり「もしも」の時に役立つのです。そして、地域防災は「三助」の一つである「共助」に関係しています。

防災において重要な「三助」とは？



自助：自分自身や家族で防災に取り組むことです。自分や家族の身は自分（家族）で守るとの考えのもと、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っていくことです。（例：防災・気象情報の収集、家具の転倒防止や家族の集合場所の検討等）

公助：市役所、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のことで。また災害時には、人命救助や復旧・復興の役割も担っています。（例：災害用井戸・防災行政無線の整備、防災・災害情報の発信等）

共助：近所や地域の方々と助け合うということです。また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。（例：地域の近所の助け合い、防災訓練・資機材の備蓄、防災計画作成等）

この「三助」の役割をしっかりと理解し、日ごろから防災のための備えや情報収集が大切です。

緊急時に備えて…

避難場所の確認をしよう！

地区周辺では**島名交流センター**、**島名小学校**、**高山中学校**、**真瀬小学校**が避難場所として指定されています。

事前に家族で集合場所や避難場所を確認し、避難経路や危険箇所をチェックしておくことが災害への備えとなります。

つくば市総合防災ガイド・マップを確認しよう！

（つくば市のHPよりご覧いただけます。）



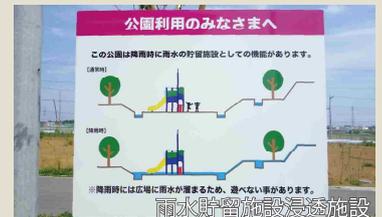
※場所はP2. 3を参考にご確認ください。

地区内にはこんな工夫が！

以前もご紹介いたしましたが、地区内には防災ベンチや雨水貯留浸透施設等、様々な工夫がされています。また、地区内の至る箇所にAEDが設置してあり、緊急時への対策が行われています。



かまどベンチ



雨水貯留施設浸透施設

おわりに

上河原崎・中西地区では、地区の北側についても工事が進み、使用収益の開始や新設の店舗が立地するなど、新たな利便性の向上や地域の賑わいが期待されます。また、今号にてご紹介いたしました地区内におけるイベントや今後上河原崎・中西地区に開通予定の（仮称）つくばスマート IC、島名・福田坪地区に開校予定の（仮称）香取台地区小学校の新設を機に、更なる企業立地や居住促進の期待が高まります。

今後も地域の皆さんと共にまちづくりを進めて参りますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

～施行者からのお知らせ～

【ご連絡ください】

住所や氏名、権利などの変更が生じた場合

住所や氏名、所有権などの変更が生じた場合は、土浦土木事務所つくば支所までご連絡ください。

今後重要な通知等をお届け出来なくなったり、換地上の支障が生じたりすることもありますので、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。

【届出してください】

- 住所・氏名が変わったとき
- 所有権等の権利が変わったとき
- 土地区画整理法第76条申請のとき

【事前にご相談ください】

- 土地を分筆しようとするとき



【各種で協力をお願いします】

土地区画整理事業の工事における各種注意事項

土地区画整理事業に関わる工事を多くの箇所で開催しております。

工事施工箇所及びその周辺は非常に危険ですので、決して立ち入らないようご協力をお願いいたします。

家屋建築及び土木建設など工事施工者の皆様におかれましては、工事現場周辺での環境への影響や事故防止等の観点から、工事等に係る建設資材等の飛散や工具類の放置などの防止について、十分に注意なされますようお願いいたします。

また、当該工事等の施主様におかれましても、同様に注意を払われますようお願いいたします。

廃棄物の不法投棄防止

所有地の地表、地中に廃棄物がある場合には、土地所有者の責任で処理をお願いいたします。

また、廃棄物が存在する土地については、土地区画整理事業の土地評価に影響することもありますので、不法投棄防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、廃棄物が確認された土地については、当該土地所有者の現場立ち会いを行うこととなりますので、あわせてご理解・ご協力をお願いいたします。

所有地の雑草除去

景観や防犯、防塵等住環境の保全のため、所有地の適切な維持管理にご協力をお願いいたします。

除草に関しましては、つくば市空き地除草条例に基づき、市で業者のあっせんも行いますので、下記までお問い合わせください。なお、県有地の除草についても、順次行ってまいります。

【お問合せ先】つくば市役所 環境保全課 電話：029-883-1111（代）

宅内公共雨水ますの適正な維持管理

宅地の浸水を防ぐ効果を維持させるため、時々、宅内公共雨水ますの蓋を開けて、土砂などが溜まっていたら、取り除くようご協力をお願いいたします。

【土地の分譲について】

事業用地(店舗、事業所、共同住宅等)の分譲について

茨城県では事業用地の分譲を行っております。

事業用地取得のご検討の際にはお気軽に下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】土浦土木事務所つくば支所土地販売推進課 電話：029-839-9760

個人向け宅地分譲について

茨城県では個人向け宅地分譲を行っております。戸建住宅を建設するための用地取得のご検討の際には、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】土浦土木事務所つくば支所土地販売推進課 電話：0120-298-379



【お問合せ】

茨城県土浦土木事務所つくば支所 事業調整課
Tel.029-839-9988

〒300-2658 茨城県つくば市島名2335(諏訪C13街区7)ウィズヒル2階(万博記念公園駅から徒歩1分)
<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/urado/jigyoo/index.html>